



## 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針②

---

企業会計基準委員会は、昨年（平成 27 年）12 月 28 日付けにて、企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表しました。この指針の適用時期としましては、原則として平成 28 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの適用となります。先月号に引き続き、特徴的なトピックをご紹介します。

### （2）一時差異等加減算前課税所得

従前の実務指針では、「課税所得」という用語が、当期末に存在する一時差異を加減算する前の金額という意味と、加減算した後の金額という意味の両方の意味で存在していました。ここで、本適用指針は用語を使い分けるため、新たに「一時差異等加減算前課税所得」という用語を使用しています。適用指針に設例が掲載されていますが、具体的なイメージとしては、次ページに掲載させていただきます。ご確認ください。

### （3）本適用指針の適用による影響額

本適用指針の適用初年度の期首において、以下の項目を適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱われます。そして、遡及適用はなされず、適用初年度の期首利益剰余金を用いて調整します。これは、以下の項目が内容を実質的に変更したと考えられているためです。以下の項目以外の影響額は損益処理となります。

- ①（分類 2）に該当する企業において、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い
  - ②（分類 3）に該当する企業において、おおむね 5 年を明らかに超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い
  - ③（分類 4）の要件に該当する企業であっても、将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には（分類 2）に該当するものとする取扱い
-

一時差異等加減算前課税所得の算定例

○ ×1年度末時点での、×2年度の情報

- ・ ×1年度末では、減価償却超過額20と賞与引当金繰入400の一時差異がある。そのうち、減価償却超過額20は、×2年度に10、×3年度に10ずつ解消される。賞与引当金繰入は×2年度に400全て解消される。
- ・ 翌期×2年度の税前利益は500と予測している。
- ・ 翌期×2年度に賞与引当金繰入が350予定されている。

×1年度末時点における、×2年度の一時差異等加減算前課税所得の算定

項目	
税前利益の予測	500
減価償却超過額認容	△ 10 ←×1年度末に存在する一時差異の解消
×1年度の賞引超過額の認容	△ 400 ←×1年度末に存在する一時差異の解消
×2年度の賞引加算額	350
課税所得の見積額	440
→ 上記のうち、×1年度末に存在する一時差異についての調整	
課税所得の見積額	440
減価償却超過額認容	10
×1年度の賞引超過額の認容	400
	850 →×1年度末時点における、×2年度の一時差異等加減算前課税所得

○ ×1年度末時点での、×3年度の情報

- ・ ×1年度末に係る一時差異としては、減価償却超過額10だけが残っている。その減価償却超過額10は、×3年度に10解消される。
- ・ ×2年度に設定された賞与引当金350が×3年度に解消される。
- ・ 翌々期×3年度の税前利益は470と予測している。
- ・ 翌々期×3年度に賞与引当金繰入が380予定されている。

×1年度末時点における、×3年度の一時差異等加減算前課税所得の算定

項目	
税前利益の予測	470
減価償却超過額認容	△ 10 ←×1年度末に存在する一時差異の解消
×2年度の賞引超過額の認容	△ 350
×3年度の賞引加算額	380
課税所得の見積額	490
→ 上記のうち、×1年度末に存在する一時差異についての調整	
課税所得の見積額	490
減価償却超過額認容	10
	500 →×1年度末時点における、×3年度の一時差異等加減算前課税所得